

「商品表示法」一部改正草案の予告

近年、電子商取引が消費の主な手段の一つとなるなど、情報技術が急速に進歩するとともにビジネスモデルの変化の勢いも盛んになっている。その一方で、従来適用されてきた「商品表示法」（以下「本法」という）に遺漏、不明確な部分があることが明らかになっている。このような問題の改善に向け、現代のビジネス環境に対応しつつ、かつ消費者の知る権利を保護するために、経済部は本法の改正を全般的に検討した上で、2020年4月10日に本法の一部改正草案を予告した。かかる予告を通して、各方面から徴した意見を基に起草する最終案をもって、立法院の次の会期に改正案の通過を目指す。公告された改正条文について、その要点を次の通りに説明する。

（一） 商品の表示に関する規定

（1） 商品の表示義務者及び表示すべき項目

本法改正草案第5条では、商品の表示義務者は**製造業者**（国内産（製））、**委託製造業者**（ODM生産またはOEM生産など製造を他人に委託する業者）、**輸入業者**または**小分け業者**（例えば、大量に仕入れまたは輸入した精油を小分けして販売する者）としている。なお、上述の商品の表示義務者の定義修正に合わせて、各商品の表示義務者が表示すべき事項を本法改正草案第6条第1項第2号¹にも明定している。

（2） 表示方式の追加

情報技術の進歩及び普及に伴い、商品表示の方式について柔軟性のある規範も本法改正草案に含まれるようになった。本法改正草案第10条第3項により、一部の商品についてテクノロジー、産業経済の発展に応じた

¹ 本法改正草案第6条第1項第2号：

（商品には次に掲げる事項を表示しなければならない。）

二、製造者の名称、住所及び問い合わせ電話番号。製造委託者の場合、製造委託者の名称、住所及び問い合わせ電話番号。商品を輸入する場合、輸入業者、代理業者または国内の責任業者の名称、住所及び問い合わせ電話番号。製品を小分けし販売する場合、小分け業者の名称、住所及び問い合わせ電話番号。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

電磁的表示方式採用への適合を可能とするために、中央主務機関は、状況に応じて、電磁的表示方式を採用できる商品の種類を公告することができる（所謂「電磁的表示」とは、バーコードまたはQRコード等の方式を指す）と明定している。このほか、本法改正草案第6条第2項にも、既に市場に流通している商品に対し、仮にかかる商品の表示義務者の連絡情報に変動がある場合、商品を回収して表示の変更を行う必要はなく、消費者に周知させる公開方式（例えば、会社のオフィシャルサイトまたは報道機関を通して開示する）を採ることができると規定している。

(二) ネット販売に関する規定

(1) インターネット販売商品への本法の適用

従来の本法の規定には、インターネット販売業者を本法の適用対象とする明確な規定がなかったため、例え経済部がその号令²の中で仮想チャネルで販売される商品も本法に従って表示する必要があると説明しても、インターネット上の販売商品が本法に適合しない事情が常に発生していた。この経緯から、業者の表示義務を更に明確にするよう、本法改正草案の第2条第2項に「インターネット販売商品は本法を適用する」を追加した。

(2) デジタルプラットフォーム事業者の義務

本法改正草案第15条では、通信販売の商品について、表示の規定に違反する事情があった場合、地方主務機関（直轄市または県市の主務機関を含む）は必要に応じて、デジタルプラットフォーム事業者に対し、掲載者、販売者または注文者の情報の提供を要求することができるとの定め、及び事業者が提供に協力しなかった場合、主務機関は本法改正草案第20条に基づき、新台幣ドル2万元以上20万元以下の過料を科するほか、その都度処罰することができるとの定めを増補修正した。

² 經商字第 09702502860 号令。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(三) 主務機関の権限について

(1) 場所における検査権限

本法改正草案第 14 条第 2 項では、商品の表示に「本法の規定に違反する疑いがある」場合、地方主務機関は商品の製造、保存または小分けの場所へ立入検査を行うことができ、かつ商品の表示義務者または当該場所の責任者は検査への協力義務があり、回避、妨害または拒否をしてはならず、関連資料を提供しなければならないという旨の規定を増補修正した。前述の規定に違反した場合、本法改正草案第 19 条により、新台幣ドル 2 万元以上 20 万元以下の過料を科するほか、その都度処罰することができる。

(2) 過料の直接処罰

本法の現行条文第 14 条、第 15 条に基づき、本法に違反した場合は、先に業者に期限付きの是正をするよう通知してから、業者が期間満了後尚も是正しなかったときに、はじめて処罰することができる。かかる規定による業者の僥倖頼みを避けるよう、今回提出された改正草案では、第 16 条、第 17 条（現行条文の第 14 条、第 15 条）を修正した。将来仮に改正案が通過したならば、地方主務機関は事情の軽重に応じて直接処罰するほか、期限付きの是正をするよう命じて、業者が期間満了後尚も是正しなかったとき、その都度処罰することができ、または事情が軽微の場合、先に期限付きの是正をするよう命じることもできる。上述の規範をもって、地方主務機関の処罰裁量権の柔軟性を更に高めることができるだろう。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。